

令和2年2月1日
西日本自動車共済協同組合

民法改正（令和2年4月1日施行）に関するお知らせ

令和2年4月1日施行の改正民法（明治29年法律第89号）を踏まえ、約款の変更に関する事項および法定利率の変更に伴うライプニッツ係数の変更に関する事項について、以下のとおりご案内いたします。

1. 約款の変更

本法改正において、約款を用いた取引に関するルールが新たに定められます。

その中で、以下のいずれか該当する場合には、事業者側が既存の契約を含めてその約款の内容を変更できるものと規定されています。（法第548条の4）

- (1) 変更が顧客の一般の利益に適合する場合
- (2) 変更が契約の目的に反せず、かつ、変更に係る諸事情に照らして合理的な場合

原則として約款に基づき契約されている自動車共済契約についても、改正民法で規定する上記のいずれかの条件に該当する場合には、約款の内容を変更することができます。

〈参考〉 改正民法（抜粋）

（定型約款の変更）

第548条の4 定型約款準備者は、次に掲げる場合には、定型約款の変更をすることにより、変更後の定型約款の条項について合意があつたものとみなし、個別に相手方と合意をすることなく契約の内容を変更することができる。

- (1) 定型約款の変更が、相手方の一般の利益に適合するとき。
 - (2) 定型約款の変更が、契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、この条の規定により定型約款の変更をすることがある旨の定めの有無及びその内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 定型約款準備者は、前項の規定による定型約款の変更をするときは、その効力発生時期を定め、かつ、定型約款を変更する旨及び変更後の定型約款の内容並びにその効力発生時期をインターネットの利用その他の適切な方法により周知しなければならない。
- 3 第1項第2号の規定による定型約款の変更は、前項の効力発生時期が到来するまでに同項の規定による周知をしなければ、その効力を生じない。
- 4 第548条の2第2項の規定は、第1項の規定による定型約款の変更については、適用しない。

2. 法定利率の変更に伴うライプニッツ係数の変更

(1) 変更の内容

本法改正により、令和2年4月1日以降、法定利率が「年5%」から「年3%」に変更されます^(注1)。

人身傷害共済では、被共済者が傷害を被り後遺障害が発生した場合または死亡した場合における逸失利益等の将来に渡って発生する損害の額の計算に、「法定利率をもとに算出した係数」（ライプニッツ係数）を用いていますが、法定利率の変更に伴い、ライプニッツ係数は「自動車共済ご契約のしおり」（約款）に記載の値^(注2)ではなく、事故発生日時点の法定利率をもとに算出した値^(注3)とします。

（注1）法定利率は、金利の情勢等に応じて3年ごとに見直されることとされました。

（注2）ライプニッツ係数は、自動車共済普通共済約款の＜別紙＞人身傷害条項損害額基準「付表IV ライプニッツ係数表」および「付表VI 死亡時の年齢別就労可能年数およびライプニッツ係数表」に掲載しております。

（注3）事故発生日時点のライプニッツ係数については、下記当組合ホームページに掲載いたします。

（<https://nishijikyo.com/download/>）

(2) 対象契約

令和元年12月31日以前始期契約について、上記の変更を適用します。

(3) 変更後の補償内容

上記の変更により、令和2年4月1日から次に法定利率が見直されるまでの間に発生した事故における人身傷害共済金の計算は、法定利率「3%」に基づき算出されたライプニッツ係数を使用します。

そのため、人身傷害共済で支払対象となる損害のうち、次の①および②の損害は、お支払いする共済金の額が増加します。

損害額の算出にライプニッツ係数を使用している損害	
① 死亡による損害	「逸失利益」
② 後遺障害による損害	「逸失利益」および「将来の介護料」

上記の内容について、ご不明点がある場合は、共済代理所または当組合までおたずねください。

なお、民法の一部を改正する法律（債権法改正）については、法務省のホームページをご確認ください。

以上